3　法第三一条の六第三項の規定に基づき都道府県知事が同条第一項の規定による要請を受けた者に対し命令を行う際に勘案する事項は次のとおりとすることとした。（第五条の六関係）

㈠　当該者が行う事業の属する業態における感染症患者等の数、感染症患者等のうち同一の事実に起因して感染した者の数その他の感染症患者等の発生の状況又は新型インフルエンザ等の発生の動向若しくは原因

㈡　当該者が事業を行う場所における同一の事実に起因して感染する者が生ずるおそれの程度

㈢　当該者についての法第三一条の六第一項の規定による要請に係る措置の実施状況

㈣　当該者が事業を行う場所の所在する法第三一条の六第一項の都道府県知事が定める区域において法第三一条の四第一項の規定に基づき公示される同項第一号に掲げる期間が終了する日

4　法第四五条第三項の規定に基づき都道府県知事が同条第二項の規定による要請を受けた施設管理者等に対し命令を行う際に勘案する事項についても、3と同様の規定を設けることとした。（第一三条関係）

5　その他所要の改正を行うこととした。

二　内閣官房組織令の一部改正

1　内閣感染症危機管理統括庁の設置に伴い、内閣審議官及び内閣参事官の定数について所要の改正を行うこととした。（第六条第三項、第八条第三項及び附則第四項関係）

2　内閣感染症危機管理統括庁に属する内閣審議官及び内閣参事官の職務について所要の改正を行うこととした。（第七条第一項及び第三項並びに第九条第三項関係）

3　内閣総務官室等又は内閣人事局に属しない内閣審議官及び内閣参事官は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理に関する事務について、内閣法第一七条第三項の命を受けた内閣官房副長官補を助け、内閣感染症危機管理統括庁の事務の処理に協力することとした。（第七条第二項及び第九条第二項関係）

三　その他関係政令について所要の改正を行うこととした。

四　附則

1　この政令の施行に関し、関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第四条関係）

2　この政令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年九月一日）から施行することとした。

◇国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令（政令第二六二号）（内閣府本府）

1　法人農地取得事業に係る特定地方公共団体を定める規定を削除することとした。（第二六条関係）

2　この政令は、令和五年九月一日から施行することとした。

政　令

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年八月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十号

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五年法律第十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年九月一日とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
厚生労働大臣　加藤　勝信

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年八月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十一号

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和五年法律第十四号）の施行に伴い、並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第二号の二、第二十六条の二第四項、第二十六条の五、第二十六条の六第一項、第三十一条の六第三項及び第四十五条第三項、同法第二十六条の八において読み替えて準用する災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十四条、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二条第一項第五号、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七条、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第百二十六条、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の三第二項第二号及び第百六条の四第三項並びに内閣法制局設置法（昭和二十七年法律第二百五十二号）第四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。